島根県医師会医療事故調査委員会規則

(設置)

第1条 島根県医師会に、島根県医師会会員及び会員が管理する病院・診療所・介護施設など、医療機関等に おける医療行為などに関連して発生した事故にかかる紛争(以下「医事紛争」という。)を調査・対応するため、定款第51条により島根県医師会医療事故調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、会員の医療事故にかかる紛争解決に当たるほか、会員の精神的負担などを軽減し、あわせ て医療事故を未然に防止するための対策を講ずる。

(事業)

- 第3条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 医療事故の調査・対応に関する事項
- (2) 医師賠償責任保険に関する事項
- (3) 医療の安全確保と医療事故防止に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(役員)

- 第4条 委員会は、島根県医師会長(以下「本会会長」という。)の委嘱する委員若干名を以って構成する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員の任期は2年とし、本会役員の任期に準ずる。ただし、中途就任した委員の任期は、前任者の残任期間とし再任は妨げない。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、委員会を代表して、その会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命をうけ、委員会運営の実務に当たる。

(専門委員の配置)

- 第6条 本会会長は、学識経験者からなる専門委員を選任し委嘱する。
- 2 専門委員は委員長の求めに応じて委員会に出席し意見を述べることができる。
- 3 専門委員の委嘱期間は、本会役員の任期に準じ再任は妨げない。
- 4 委員会には書記をおくことができる。

(秘密保持・鑑定書の交付)

- 第7条 委員会の議事は非公開を原則とする。委員および委員会関係者は、その業務に関して知り得た秘密を 故なく漏らしてはならない。
- 2 医療事故の対応を本会に付託した会員は、委員会に対し事故に関する医学上の鑑定書または意見書の交付を求めることができる。

(医療事故対応の委任)

第8条 医療事故が発生した場合、当該会員は速やかに所属郡市医師会長を経由して、本会会長に医事紛争への対応を委任する。

- 2 本会会長は、医療事故の報告を受けたときは、速やかにその対応を委員会に付託し、必要に応じ、委員会 を招集する。
- 3 委員会は、付託された事案の医学的な調査検討を行い、対応方針を決定し、本会会長に報告すると共に当該会員に通知・説明する。また、理事会に概要を報告する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(雑則)

第10条 本規則に定めのない事項、ならびに運営上の規則は理事会の決議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。